



最高裁秘書第2953号

平成27年12月24日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋滋

補充理由説明書の写しについて（送付）

下記の質問について、最高裁判所から当委員会に提出された補充理由説明書（平成27年12月24日付け）の写しを送付します。

記

質問番号 平成27年度（最情）質問第1号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

平成27年12月24日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 戸 倉 三 郎

補充理由説明書

(12月9日付け依頼に対する回答)

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問番号

平成27年度（最情）諮問第1号

2 理由

「民事・行政事件の調査事務の手引〔第4版〕」及び「民事書記官実務必携〔第4版〕」は、裁判に密接に関連する事項について申し合わせた内容等を記載したものであり、最高裁判所裁判部において、必要な限度で作成し、保存、管理をしているが、内容が変わった場合には、最新のものに更新していく性質のものであり、これまでも、隨時改訂を行ってきたものである。

両文書とも、平成27年4月に記載内容を見直し、これらの改訂版に当たるものを作成した。なお、両文書とも、その後、平成27年7月にさらに改訂を行っている。

これらの文書は、改訂前のものを基に、誤った事務処理を行うことがないよう、適正な事務処理の観点から、改訂前のものは、新たなものが作成された後、直ちに廃棄することとしており、「民事・行政事件の調査事務の手引〔第4版〕」及び「民事書記官実務必携〔第4版〕」のいずれも、平成27年4月に新たなものを作成した際に廃棄している。

したがって、上記各文書が廃棄されたとはいえないとの苦情申出人の主張は理由がない。